

# 法に基づく措置内容と実際の措置内容の違いについて

土壤汚染対策法においては、汚染の程度や物質の種類により必要となる措置を規定している。平成17年3月末までに指定区域になった事例について、土壤汚染対策法に基づくと、土壤汚染の除去を行う必要があるサイトは3サイトだが、実際の措置としては、含有量基準超過サイトの23サイト、溶出量基準超過サイトの49サイトにおいて、土壤汚染の除去が行われている。

